

変革が進むエネルギー市場… 電力・ガス制度改革の行方

日本総合研究所 段野 孝一郎

総合研究部門 ディレクタ/プリンシパル
京都大学大学院工学研究科博士前期課程修了(工学修士) 環境・エネルギー・資源・水ビジネス、通信・ICTを対象に、経営戦略、事業戦略、技術戦略、M&A、セールス&マーケティング、新規事業開発をテーマとするコンサルティングに従事。近年は、電力・ガスシステム改革や、新興国を中心とした海外への事業展開支援を行っている。



動き出したガスシステム改革のポイント 新参入事業者に求められる保安などの説明能力

改革によって誕生する 「総合エネルギー市場」

これまでの制度改革で、石油とLPガスは参入規制が撤廃された自由化市場になっている。今回の電力・ガスシステム改革で電力、都市ガス市場の垣根が撤廃されることにより、電力、都市ガス、LPガス、熱供給など異なる業態のエネルギー事業者による相互参入が可能になり、「総合エネルギー市場」が誕生する(図1)。市場規模は、電力小売市場8兆円、都市ガス小売市場2.4兆円、合計で10.4兆円もの巨大マーケットが新たに開放される見通しである。

電力システム改革とガスシステム改革をほぼ同時期に実施する理由は、電力とガスの一体的な制度改革によって、総合エネルギー事業者間での競争を進展させ、エネルギー供給

コストの低減を図るとともに、さまざまな事業者による料金メニューや新サービスの提供によって、消費者の利便性向上を図ることにある。

加えて、合従連衡の進展により、総合エネルギー事業者の事業規模が拡大させ、海外市場の開拓・獲得を可能にする事業環境を整備していくことも、一体的な制度改革の狙いの1つである。

ガスシステム改革のポイント

2017年4月に予定されているガス小売りの全面自由化に向けて、改正ガス事業法が制定されている。同法改正のポイントは次の6点である(表)。

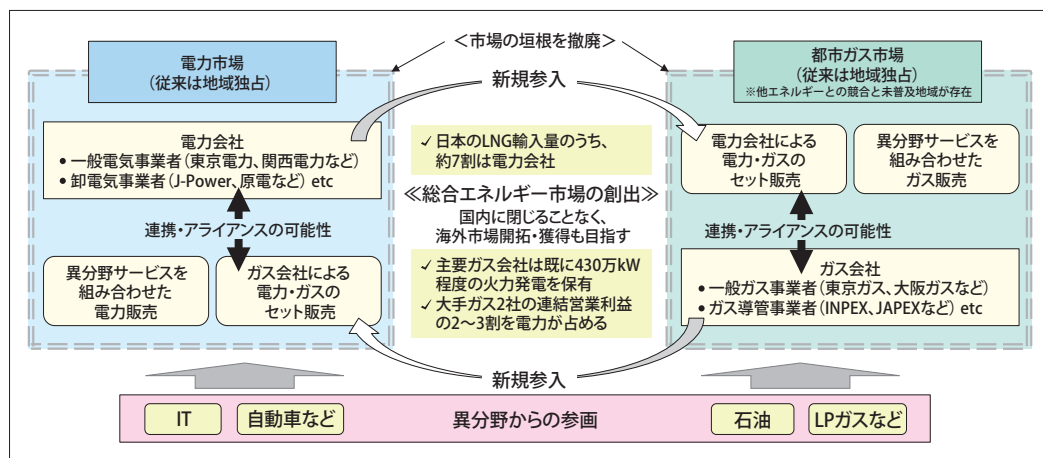
- ①小売参入の全面自由化
- ②ライセンス制の導入
- ③LNG基地の第三者利用に関するルール整備

- ④ガス導管網の整備促進に向けた環境整備
- ⑤小売全面自由化以降もガス供給の保安確保を維持・向上させるための、ガス導管事業者とガス小売事業者間における保安義務の役割分担の明確化
- ⑥大手一般ガス事業者3社(東京ガス、大阪ガス、東邦ガス)における導管部門の法的分離(大手3社を除く一般ガス事業者は引き続き会計分離を維持)

これまでは大口需要家に限定されていた都市ガス小売りについて、家庭・小口を含めて全面的に自由化される。電力会社や商社、石油元売り、LPガス事業者といった異業種事業者もガス小売事業者として登録し、一般ガス導管事業者(都市ガス事業者の導管部門)にガスの託送を依頼することで、小口需要家や一般家庭にガス小売りを行うことができる。

電力小売りの全面自由化以降、大手都市ガス事業者を中心にガスと電力のセット販売が活性化しているが、2017年4月からは、電力会社による電力とガスのセット販売なども登場するだろう。

図1 電力・ガスシステム改革によって誕生する総合エネルギー市場



出所：経済産業省資料を基に日本総研作成



また、ライセンス制導入(図2)に当たっては、これまでは明確な規制が存在しなかった液化天然ガス(LNG)基地が、新たにLNG基地事業(ガス製造事業)として位置づけられた。この制度と、LNG基地の第三者利用に関するルール整備によって、商社などLNG調達力がある事業者が、自社で調達した安価なLNGを既存の電力会社やガス会社が保有する

LNG基地に持ち込み、都市ガス販売を行うことが可能になる。

ガス小売りに伴う保安の確保については、既存の都市ガス事業者、新規参入事業者の間で激しい議論が行われたが、最終的に内管の点検・緊急保安に関する義務はガス導管事業者(都市ガス事業者の導管部門)に、ガスコンロなどガス消費機器に関する調査・危険発生防止などに関する義務をガス小売業者にそれぞれ課すことが定められた。

顧客対応・営業販売という面で、

表 改正ガス事業法のポイント

項目	制度改正の概要
小売参入の全面自由化	<ul style="list-style-type: none"> 家庭などへのガス供給について、一般ガス事業者の地域独占を撤廃し、登録事業者によるガス小売事業への参入を認める。 小売料金規制を原則撤廃。(需要家保護のため、競争が不十分な地域には規制料金の提供を経過措置として義務化) 簡易ガス事業(※1)についても許可制の下での地点独占、料金規制を廃止し、ガス小売事業者として都市ガスの供給区域に参入することを可能にする。
ライセンス制の導入	<ul style="list-style-type: none"> 小売参入全面自由化により、「一般ガス事業」や「大口ガス事業」といった区別がなくなることから、LNG基地事業(ガス製造事業)、ガス導管事業、ガス小売事業ごとに、それぞれ必要な規制を課す。
LNG基地の第三者利用	<ul style="list-style-type: none"> LNG基地を保有する事業者を対象に、第三者による利用を正当な理由なく拒否することを法律により禁止。(電力会社などが保有するLNG基地も同様) 料金の算定方法など利用条件を約款として届出・公表することを義務付け、条件が不適当な場合は国が変更を命令。
ガス導管網の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 一般ガス導管事業者については、地域独占や料金規制を維持し、安定供給を確保。 全てのガス導管事業者に、導管の相互接続に係る努力義務を課す。 導管接続を促すため、国が事業者間の協議を命令・裁定できる制度を創設。
保安の確保	<ul style="list-style-type: none"> 導管網の保安及び小口需要家が保有する内管の点検・緊急保安に関する法律上の義務を、従来の都市ガス事業者をはじめとしたガス導管事業者などに課す。保安に係る費用については、託送供給約款などにおいて制度的に担保し、確実に回収。 消費機器の調査・危険発生防止の周知に関する義務を、消費者と接点の多いガス小売業者に課す。 災害対応ができるよう、ガス導管事業者と新規参入者を含めたガス小売事業者の連携ルールなどを整備する予定。定期的な訓練や情報共有を実施することで、円滑な緊急時対応に備える。
導管部門の法的分離の実施と行為規制	<ul style="list-style-type: none"> ガス導管事業の一層の中立性の確保を図るため、導管総距離の長い大手3社(東京・大阪・東邦)を対象に、現在認められているLNG基地事業、小売事業とガス導管事業の兼業を原則禁止する(ガス導管事業の「法的分離」)。(大手3社を除くガス事業者については、「会計分離」を維持) 導管会社がグループ内の小売会社を優遇して、小売競争の中立性・公平性を損なうことのないよう、人事や会計などについて適切な「行為規制」を講ずる。

※1 70戸以上の一の団地にガスを導管で供給する事業
出所：経済産業省資料を基に日本総研作成

保安に関する一定の義務がガス小売業者に課せられる点が、先行する電力小売りと大きな違いである。既存の消費者接点を有し、保安・危険発生防止などの説明能力がある事業者でなければ、ガス小売事業への参入は容易ではないと考えられる。

電力同様、都市ガスでもネットワーク部門(導管部門)の法的分離が定められた。ただ電力とは異なり、ガス導管は全国規模で相互接続されたネットワークではないため、法的分離は大手都市ガス3社に限定された。それ以外の都市

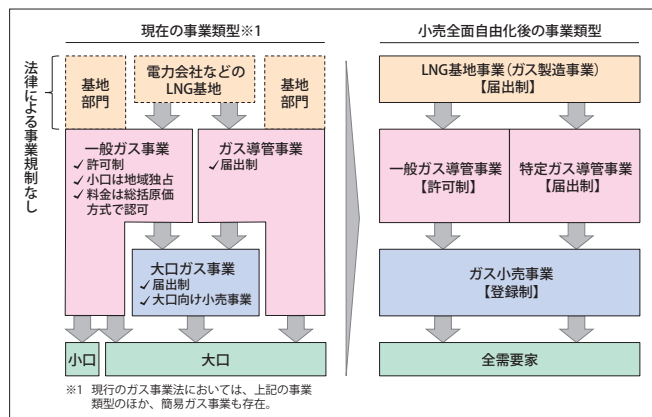
ガス事業者については、引き続き会計分離が維持される。導管部門がグループの小売部門などを優遇しないように「行為規制」についてもルールが定め

ガスシステム改革の行方

改正ガス事業法の施行はすでに決定されているものの、詳細なルール(託送料、経過措置の判断基準など)は現在進行形で議論されており、2017年4月の全面自由化に向けて検討が進められている。

ガスシステム改革では、ガス小売りの全面自由化に注目が集まるが、エネルギーの大部分を輸入に依存するわが国のエネルギーセキュリティの確保、いまだ普及途上にある都市ガスネットワークの概成化など、総合エネルギー市場の確立に向けてさまざまな改革の要素を含んでいよう。「行為規制」についてもルールが定め

図2 ライセンス制の導入イメージ



出所：経済産業省資料を基に日本総研作成